

# 法学部講演会

法学部総合講座 1 MINAMATA2の授業においてゲストスピーカーの講演を実施します。

講演者の山口紀洋先生は水俣病に30年以上かかわってこられ、近年では、2013年の水俣病認定義務づけ訴訟最高裁判決(通称、溝口訴訟)で原告勝訴の判決を勝ち取っています。また現在も水俣病食中毒調査請求にかかわっておられます。

\* 聴講は法学部履修学生以外の在学生、一般の方も大歓迎です。

◆**講演者** : **山口 紀洋** (ヤマグチ ノリヒロ) 氏

◆**題 目** : **水俣病裁判の現在(仮)**

※題目は当日変更する場合があります。

◆**日 時** : **2017年1月16日 月 曜日 2限**

※**予約不要** (どなたでもご参加いただけます)

◆**場 所** : **多摩キャンパス 6103 教室**

## 山口 紀洋 氏 略歴

1940年生まれ。早稲田大学政経学部卒業後、中央大学法学部卒業。1972年弁護士登録。現在、吉勝法律事務所に所属する。熊本水俣病溝口訴訟など水俣病にかかわる多数の事件の弁護を手がける。